危害予防規程変更届について

１　火薬類の製造業者は危害予防規程を変更したときは都道府県知事に届け出る必要があります。

　　　火薬類の製造業者は、軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、都道府県知事に届け出なればなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 危害予防規程変更届（様式第３） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 危害予防規程の控え | 1 | 危害予防規程には、経済産業省令 (規則第６条)に掲げる事項を定めること。 |
| 変更明細書 | 1 | 変更箇所を摘示すること。 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第３（規則第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 |  年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

危害予防規程変更届

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地（電話） |  |
| 製造所所在地（電話） |  |
| 変更の内容 |  |

別紙添付書類　当該変更の概要を記載した書面

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２　×印の欄は、記載しないこと。